

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年6月4日(木) 午前9時57分～午前10時45分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員	※農業委員及び案件のある農地利用最適化推進委員のみ参集					
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3		4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9		10	幸野登吉	11		12	
13	矢野正祥	14		15	(欠員)	16	宮浦実
17		18	中岡京子	19		20	森永茂史
21		22		23	水本福泉	24	
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27		28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33		34		35	浅野誠司	36	
37	菊地久美子	38		39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊池係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第35号	農地法第5条の規定による許可の取下について				
		議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第37号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第38号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第39号	非農地証明について				
		議案第40号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から令和2年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
まず、コロナ感染対策関係ですが、大洲市では感染者は出ていない状況ではありますが、運営委員会で協議の結果、農業委員のみでの開催及び配席とさせて頂いていることに、ご理解をお願いします。  
本日の出席委員は、農業委員19名中19名であります。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
また、推進委員20名中、調査案件の該当推進委員4名の出席をお願いしております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1、事録署名委員の指名を行います。  
事録署名委員に、1番 池田幸二委員、2番 吉岡きみ子委員を指名いたします。  
次に、日程第2、書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。  
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第35号『農地法第5条の規定による許可の取下げについて』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。  
議案第35号「農地法第5条の規定による許可の取下について」をご説明申し上げます。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、平野町野田の土地、566㎡の案件は、先月7日の定例総会でご審議いただき、県に送付していたものでございます。  
申立てによりますと、申請後、譲受人の都合により土地の売買契約を解除し、土地の取得を中止したため、申請を取り下げたい。とのことでございます。  
以上、1件でございます。  
ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を取下げし、願いのとおりにやむを得ないものとして送付することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は願のとおりやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。

次に、議案第36号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

失礼いたします。

議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

1番、市木字森の土地、畑1筆・59㎡は贈与による所有権移転です。所有権移転後も、引き続き、野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

2番、菅田町大竹字石丸の土地、田1筆・19㎡も贈与による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き、水稻の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

3番、河辺町北平の土地、畑1筆・270㎡は売買による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹（栗）の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

以上、3件のご審議をよろしく願います。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

5番

失礼いたします。

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

当案件は、この後に議案提出されている、4条・5条・非農地証明と関連する案件になります。

申請地は譲受人の自宅前にあり、隣接する自己所有の農地と一体的に利用できることから、譲り受けるものになります。

譲受人は妻と二人で農業に従事しておりますが、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないと思われま。

ご審議のほどよろしく願います。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

13番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

まず申請に至った経緯ですが、申請地周辺は堤防の用地買収に際し、測量が行われておりました。該当の農地は公図のみに存在していましたが、『現地確認不能地』とすることができず、譲受人が所有する農地の南西側に地番が設定されることになりました。このような理由から無償で所有権移転するという申請に至っております。当面は二地番という形

になりますが、数年後に予定されている国土調査において合筆されるものと思われま

す。なお、申請地は、現在も良好に管理されており、問題はないと思いま

す。申請書類等の内容を確認いたしました結果、議案説明資料に記載のとおり、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

39番

失礼します。

3番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料3ページをご覧ください。

申請地は、市役所河辺支所の北東約6.5kmにある譲受人の自宅付近にある畑1筆になります。現地調査を行いました。隣接する自作地と含めて新たに栗を植栽する準備がされているところでした。

譲受人は高齢ですが、家族で農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第37号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

失礼いたします。

議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の4ページから32ページを併せてご覧ください。

1番、市木の土地1筆です。

申請人が居住している住宅地への進入路を造成するため申請するものであります。

申請地は、大洲市内中心部から東北東に約3kmのところ

近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

本案件は、7ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分で、その上側の農地は、この後の5条申請案件でございます。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料4ページをご確認ください。

2番、平野町野田の土地1筆です。

申請地に隣接する敷地への進入路が狭く自動車での通行が不便なため、進入路の拡幅と樹木を植林するため申請するものであります。

申請地は、大洲市内中心部から南西に約3.3kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料9ページをご確認ください。

3番、長浜町黒田の土地2筆、長浜町櫛生の土地1筆、豊茂の土地1筆、計4筆です。

申請地は、十分な道もない山間の低生産農地であり、高齢で耕作管理が不可能であることから、杉・桧を植林し山林として管理するものであります。

本案件につきましては、本年2月の第2回定例総会で農用地区域除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

申請地は、大洲市内中心部から北北西に約12.4km及び北西に約10.6kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料14ページをご確認ください。

なお、現地調査及び報告は、申請者の地元である田中委員にお願いしております。

また、本案件は、3000㎡を超える転用となるため、今月30日に開催される定例常設審議会への諮問案件となることを申し添えます。

4番、戒川の土地3筆です。

申請地は、軽自動車や農業用機械を入れるにも十分な道がなく、傾斜があり、猪の被害に遭うなど耕作をするには大変不便な土地であることから、杉・桧を植林し山林として管理するものであります。

本案件につきまして、今回申請された3筆の内2筆は、本年3月の第3回定例総会で農用地区域除外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

申請地は、大洲市内中心部から北北西に約11kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料22ページをご確認ください。

5番、肱川町山鳥坂の土地1筆です。

申請人は、高齢で農作業が困難となっているほか、申請地は山間地で日当たりの悪く、イノシシ等の被害も多いなど農地として管理するには困難な状況にあることから、今後は桧を植林し山林として管理するものであります。

申請地は、大洲市内中心部から東南東に約16kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料29ページをご確認ください。

なお、1番から5番案件すべてにおきまして、既に進入路や植林、残土処理地として利用をされている違反転用状態であります。このことについては、申請人よりそれぞれ始末書を提出頂いており、県に違反転用事案報告を提出する予定でございます。

以上、5件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の4ページから8ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、すでに進入路として利用されており違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、今後においても進入路として利用されている現状と変更がないことや隣接する農地所有者の同意も得ていることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

はい。2番。

8番

失礼します。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の9ページから13ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、すでに進入路の拡幅と樹木を植林されており違反転用の状況にあることから本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地所有者の同意を得ておりますし、造成の際には土砂の流出を防止する計画であることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

26番

3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。  
説明資料の14ページから21ページをご覧ください。

本件につきましては、本年2月に開催されました第2回定例総会の議案第11号「農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件です。調査結果は、第2回定例総会においてご説明しましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま

す。次に一般基準の転用の確実性につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、すでに植林がされているなど違反転用状態にあることから本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

また、周辺農地等への影響につきましては、隣接農地所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから特に問題ないものと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

はい。続いて4番。

31番

4番案件について、調査結果をご報告申し上げます。  
説明資料の22ページから28ページをご覧ください。

本件につきましては、本年3月に開催されました第3回定例総会の議案第18号「農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件2筆を含む計3筆の農地です。

除外を審議した2筆についての調査結果は、第3回定例総会においてご説明したとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりません。その他1筆についても、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま

す。次に一般基準の転用の確実性につきましては、先程事務局から説明がありましたように、申請地の一部で既に植林をされており、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、周辺農地等への影響につきましては、周辺所有者の同意も得ているなど各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

はい。5番。

32番

失礼します。

5番案件について、調査結果をご報告申し上げます。  
説明資料の29ページから32ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、申請地は既に違反転用の状況に

あることから、本人も始末書を提出し大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺は休耕田や山林であり、各項目につきましても適当と思われることから問題はないものと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第38号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」33ページから46ページまでを、併せてご覧ください。

1番、市木の土地、87㎡の案件は、譲受人世帯は、申請地の奥にある土地に居住していますが、市道から居宅までの進入路がないため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.0kmのところ position し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなる、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

従いまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、白滝の土地、1,066㎡の案件は、譲受人の居宅が、肱川の堤防工事のため買収されることになり、その代替として申請地に農家住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から、北北西に約8.3kmのところ position し、300m以内にJR伊予白滝駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

従いまして立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、肱川町予子林の土地、691㎡の案件は、現在、譲受人は申請地の隣接地で親である譲渡人と同居しているが、近々結婚するにあたり現在の住居で同居するのは手狭であるため、自己住宅建築のために使用しようとするものです。



農地区分は、大洲市中心部から南東に約19.5kmところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

従いまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありました。まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の33ページから37ページを参考にしてください。申請地は、34ページの位置図のとおり、平小学校から西南西へ約0.9kmに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、36ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、本件は進入路の設置でありますので、特に問題はないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

30番

失礼します。

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の38ページから41ページを参考にしてください。

申請地は40ページの位置図のとおり、白滝公民館から北西へ約0.4kmに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び移転補償費にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、41ページの地番地目図のとおり、申請地の南側に農地がありますが、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。次に、3番。

35番

失礼します。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の42ページから46ページを参考にしてください。申請地は、44ページの位置図のとおり、予子林自治センターから南東に約0.4kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、45ページの地番地目図のとおり東側、西側に隣接農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第39号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第39号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、並びに別紙「議案説明資料」47ページから54ページまでを、併せてご覧ください。

1番、市木の土地、119㎡の案件は、申請地は農地法施行時には既に建物が建っており、以降農地として利用されたことはないということで申請があったものでございます。

米軍による昭和23年撮影の航空写真では、申請地及びその周辺が宅地として利用されていることが確認でき、その後の航空写真からも農地として利用されることなく、現在に至っている。とのことでございます。

2番、肱川町中津の土地、1,320㎡の案件は、約40年前に水田の転作として植林したもので、農地への復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、肱川町の水田転作事業に協力するため、田に植林したもので、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の47ページから50ページを参考にしてください。

申請地は、49ページの位置見取図のように、平小学校から、西南西へ約0.9kmに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、昭和27年の農地法施行時には、建物が既に建設されており、以降も農地として利用されたことはないとの申し出です。

米軍による昭和23年撮影の航空写真から、建物が建設されているのが確認でき、農地法施行時から今日まで農地として利用されたことはないことが認められます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

35番

失礼します。

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の51ページから54ページを参考にしてください。

申請地は、52ページの位置図のように、予子林自治センターから、北東に約2.9kmに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は約40年前に、水田転作とするために植林したもので、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第40号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
(専門員兼農政係)

議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書の6ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

2番、3番、4番、水稻を栽培するため、賃借権または使用貸借権を5年間設定します。

5番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

7ページです。

6番、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定します。

7番、8番、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

9番、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定します。

10番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

9ページです。

17番、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定します。

なお、再設定の案件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、19件・31筆、利用権設定総面積、36,183㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書11ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲の農地を取得しようとするものです。

東大洲の土地、田2筆・計2,291㎡。利用目的は「水稻栽培」です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・2筆、所有権移転総面積、2,291㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。